

## 三次市教育委員会訓令第2号

三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月3日

三次市教育委員会教育長 松村智由

### 三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令

三次市立学校教職員定期健康診断実施要領（平成16年三次市教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「定期」を削る。

第1の項中「定期健康診断」を「健康診断」に改める。

第3の項中「定期に行う健康診断」を「健康診断」に改める。

第6の項中「，糖及び潜血の3種」を「及び糖の2種」に改める。

第7の項中「定期健康診断」を「健康診断」に，「押印」を「氏名を記入」に改める。

第8の項中「職員定期健康診断票」を「職員健康診断票」に，「，糖又は潜血」を「又は糖」に，「結果記号（+等）」を「+等」に，

「

(8) 「血液検査時間」及び「食事の有無」の欄 検査結果が適正に評価できるよう該当箇所に○印を記入する。

(9) 「その他の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。

(10) 「指導区分」の欄 医師（保健管理医又は産業医）が規則第16条

第 1 項の規定により事後措置について必要な指導事項を記入押印する。

- (11) 「事後措置」の欄 所属長が、規則第 16 条第 2 項の規定により行った事後措置の内容について記入する。
- (12) 「再・精密検査結果」の欄 有所見項目等について、再検査・精密検査等を行った場合は、その結果を記入する。
- (13) 医師の判断に基づき検査を省略した項目については、該当欄にその旨を記入する。
- (14) 「備考」の欄 健康診断に関し必要のある事項を記入する。なお、休職等の事由によって健康診断を受けなかった者があるときは、その旨を記入する。
- (15) 上記のほか、各欄の記入は規則第 4 条に定める就学時健康診断票の各「(注書)」による。

」を

「

- (8) 「指導区分」の欄 医師（保健管理医又は産業医）が規則第 16 条第 1 項の規定により事後措置について必要な指導事項及び医師の氏名を記入する。
- (9) 「事後措置」の欄 所属長が、規則第 16 条第 2 項の規定により行った事後措置の内容について記入する。
- (10) 医師の判断に基づき検査を省略した項目については、該当欄にその旨を記入する。
- (11) 上記のほか、各欄の記入は規則第 4 条に定める就学時健康診断票の各「(注書)」による。

」に改

める。

第 9 の項中「定期健康診断」を「健康診断」に改める。

第 10 の項中「定期健康診断実施後」を「健康診断実施後」に改める。

第 11 の項中「定期健康診断」を「健康診断」に改める。

様式第 3 号を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。